小女伙丑头口		尚 台印建改小追 动 小追袜
項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基01 一般細菌	1	一般細菌1mlの検水で形成される集落数が100以下
病原生物による汚染の指標	自然由来	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、これ
人の健康の保護		が著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
水質基準項目		
基02 大腸菌		検出されないこと
病原生物による汚染の指標	自然由来	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に
人の健康の保護		汚染されている疑いがあります。
水質基準項目		
基03 カドミウム及びその化合物		カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
無機物 ・重金属	電池、メッキ、顔料	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の
人の健康の保護		原因物質として知られています。
水質基準項目		<u> </u>
基04 水銀及びその化合物		水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
無機物 ・重金属	温度計、歯科材料、蛍	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水
人の健康の保護	光灯	などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られて
		います。
水質基準項目		
基05 セレン及びその化合物		セレンの量に関して、0.01mg/L以下
無機物 ・重金属		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
人の健康の保護	剤	
水質基準項目		
基06 鉛及びその化合物		鉛の量に関して、0.01mg/L以下
無機物 ・重金属	鉛管、蓄電池、活字、	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道
人の健康の保護	ハンダ	水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
水質基準項目		
基07 ヒ素及びその化合物		ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
無機物 ・重金属	合金、半導体材料	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されるこ
人の健康の保護		とがあります。
水質基準項目		
基08 六価クロム化合物		六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
無機物 ・重金属	メッキ	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
人の健康の保護		
水質基準項目		
基09 亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下
無機物 ・重金属	窒素肥料、食品防腐	生活排水、下水、肥料などに由来する有機性窒素化合物が、水や土壌中で分解される過
人の健康の保護	剤、発色剤	程でつくられます。
水質基準項目		<u> </u>
基10 シアン化物イオン及び塩化シブ	アン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
消毒 副生成物	害虫駆除剤、メッキ	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。シアン化カリウ
人の健康の保護		ムは青酸カリとして知られています。
水質基準項目		

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下
無機物 ・重金属	無機肥料、火薬、発色	窒素肥料、腐敗した動植物、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃
人の健康の保護	剤	度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがありま
		す。水、土壌中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア性窒素に変化します。
水質基準項目		
基12 フッ素及びその化合物		フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
無機物・重金属	フロンガス製造、表面	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は
人の健康の保護	処理剤	虫歯 の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れる
		ことがあります。
水質基準項目		
基13 ホウ素及びその化合物	T	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
無機物・重金属		火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河
人の健康の保護	エナメル工業、陶器、ホウロウ	川水などで検出されることがあります。
水質基準項目	<u> </u>	1
基14 四塩化炭素		0.002mg/L以下
一般有機物	フロンガス原料、ワッ	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護	クス、樹脂原料	地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基15 1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下
一般有機物		主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護	剤	地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス	-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
一般有機物	溶剤、香料、ラッカー	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護		地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基17 ジクロロメタン	T	0.02mg/L以下
一般有機物	殺虫剤、塗料、二ス 	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護		地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目	1	
基18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下
一般有機物	ドライクリーニング	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護		地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基19 トリクロロエチレン) 선생님 및 대한 소리	
一般有機物 人の健康の保護	溶剤、脱脂剤	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
ノハマノははパマントの豆		でするなり不関東にしてAIPTにCVであり。
水質基準項目	1	1
基20 ベンゼン		0.01mg/L以下
一般有機物	染料、合成ゴム、有機	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、
人の健康の保護	顔料	地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		

	基準
区分・観点・検査項目 主な使われ方 説明	
基21 塩素酸	0.6mg/L以下
消毒副生成物 試薬 浄水処理由来 消毒剤の次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の分解生成物です。	
人の健康の保護	
水質基準項目	
基22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
消毒副生成物 原学剤・可塑剤 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
人の健康の保護	
水質基準項目	
基23 クロロホルム	0.06mg/L以下
当年3	0.00mg/Ex 1
人の健康の保護	
水質基準項目	
基24 ジクロ□酢酸	0.03mg/L以下
消毒副生成物	
人の健康の保護	
水質基準項目	
基25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
消毒副生成物 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。 「原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
人の健康の保護	
基26 臭素酸	0.01mg/L以下
当年9 人 大 日本	=
人の健康の保護 ブ用薬品	
水質基準項目	
基27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
消毒副生成物	モホルムの合計を
人の健康の保護 総トリハロメタンといいます。	
水質基準項目	
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
消毒副生成物 医薬品・除草剤・腐食 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
人の健康の保護 剤	
基29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
全に対してシグロロスタン 浄水処理由来 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	U.UJITIY/L以下
人の健康の保護	
水質基準項目	
基30 ブロモホルム	0.09mg/L以下
消毒副生成物 浄水処理由来 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
洞南副生成物	

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	接着剤・防腐剤	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
水質基準項目		
基32 亜鉛及びその化合物		亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	トタン板、合金、乾電池	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
水質基準項目		
基33 アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	アルマイト製品、電 線、ダイカスト、印刷 インク	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
水質基準項目		
基34 鉄及びその化合物		鉄の量に関して、0.3mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	建築、橋梁、造船	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カナ気)や、洗濯物などを着色する原因となります。
水質基準項目		
基35 銅及びその化合物		銅の量に関して、1.0mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	電線、電池、メッキ、 熱交換器	銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
水質基準項目		
基36 ナトリウム及びその化合物		ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	苛性ソーダ、石鹸	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
水質基準項目		
基37 マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
色生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合金、乾電池、ガラス	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、 消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。
水質基準項目		
基38 塩化物イオン		200mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	食塩、塩素ガス	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
水質基準項目		
基39 カルシウム、マグネシウム等	(硬度)	300mg/L以下
味生活利用上障害が生ずるおそれの有無	カルシウム:肥料、さ	300mg/L以下 硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無 水質基準項目	カルシウム:肥料、さ らし粉マグネシウム:	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無 水質基準項目 基40 蒸発残留物	カルシウム:肥料、さらし粉マグネシウム: 合金、電池	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。 500mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無 水質基準項目	カルシウム:肥料、さ らし粉マグネシウム:	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下
発泡 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成洗剤	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
水質基準項目	•	
基42 ジェオスミン		0.00001mg/L以下
カビ臭 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	自然由来	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ 臭の原因物質です。
水質基準項目		
基43 2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下
カビ臭 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	自然由来	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシラトリアなどの藍藻類に よって産生されるカビ臭の原因物質です。
水質基準項目	1	
基44 非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下
発泡 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成洗剤、シャンプー	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
水質基準項目		
基45 フェノール類		フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
臭気 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。
水質基準項目		
基46 有機物(全有機炭素(TOC)	の量)	3mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	環境由来	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水など の混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
水質基準項目		
基47 pH値		5.8以上8.6以下
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
水質基準項目	1	
基48 味		異常でないこと
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。
水質基準項目		
基49 臭気		異常でないこと
		水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほ
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		か、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。
生活利用上障害が生ずるおそれの有無		
生活利用上障害が生ずるおそれの有無 水質基準項目		か、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基51 濁度		2度以下
基礎的性状		水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえま
生活利用上障害が生ずるおそれの有無		す。
水質基準項目		
目01 アンチモン及びその化合物		アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
無機物・重金属		鉱山排出や工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
	極、半導体材料	
水質管理目標設定項目 		
目02 ウラン及びその化合物		ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
無機物・重金属	原子力発電用核燃料	自然放射性核種のひとつで、地核中に0.0003%存在し、井戸水から検出されることが
	凉] 万元电/7/1/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2	あります。
水質管理目標設定項目		
目04 1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下
一般有機物	塩化ビニル原料	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水
		汚染物質として知られています。
水質管理目標設定項目		
目05 トルエン		0.4mg/L以下
一般有機物	香料、火薬、ベンゼン	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水
	原料	汚染物質として知られています。
水質管理目標設定項目		
目06 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.08mg/L以下
一般有機物	化粧品、印刷物の溶剤	プラスチック添加剤(可塑剤)等として使用される有機化学物質です。
水質管理目標設定項目		
目15 遊離炭酸		20// INT
味 超離灰酸	自然由来	20mg/L以下 水中に溶けている炭酸ガスのことで、水に爽やかな感じを与えますが、多いと刺激が強
 	日然田木	
		(18) (MEDICAL CRICATION CR
 水質管理目標設定項目		
目16 1,1,1-トリクロロエタン		0.3mg/L以下
臭気	脱脂剤、エアゾール	ドライクリーニング、金属洗浄剤等に使用され、地下水汚染物質として知られていま
		व .
水質管理目標設定項目		
目17 メチル-t-ブチルエーテル		0.02mg/L以下
臭気	オクタン価向上剤、ア	オクタン価向上剤、アンチノック剤等に使用される有機化学物質です。
	ンチノック剤、溶剤	
水質管理目標設定項目		
目18 有機物等(過マンガン酸カリウ	7ム消費量)	3mg/L以下
味	環境由来	有機物等による汚れの度合いを示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水等の
		混入にとっても増加します。水道水中に多いと渋味をつけます。
水質管理目標設定項目		

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
目19 臭気強度(TON)		3以下
臭気		臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気のほとんどが感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示します。
水質管理目標設定項目		
目23 腐食性(ランゲリア指数)	_	— 1 程度以上とし、極力 0 に近づける
腐食		水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値で大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
水質管理目標設定項目		
目25 1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/以下
一般有機物	ポリビニリデン原料	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水 汚染物質として知られています。
水質管理目標設定項目		
他01 残留塩素		1mg/L以下
臭気	净水処理由来	残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。水道法では、水道水の衛生を確保するため塩素等による消毒を行うことが定められており、同法上、残留塩素が0.1mg/L以上である必要があります。
水質管理目標設定項目		
他03 アンモニア態窒素		
人の健康の保護		高い場合は、屎尿などによる汚染が近い時期にあったことを示しています。
他04 嫌気性芽胞菌		
人の健康の保護		検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあります。
指標菌検査		
他05 指標菌検査		
人の健康の保護	自然由来	原水から指標菌が検出されたことがない施設は、クリプトスポリジウム汚染の可能性が 低くなります。
指標菌検査	ı	1
他06 クリプトスポリジウム		検出されないこと
人の健康の保護	自然由来	クリプトスポリジウムは、細菌とは異なり原虫類で、塩素に対して極めて強い抵抗性があり、大腸菌の約69万倍も塩素抵抗性があり、現在のところ有効な治療薬は見つかっていません。
指標菌検査		

項目 基準

区分・観点・検査項目 主な使われ方 説明

項目数 68

・水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の保護の観点から設定された項目と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目からなります。

人の健康の保護の観点から設定された項目は、「1 一般細菌」から「31 ホルムアルデヒド」までの31項目です。(平成26年4月1日より「9 亜硝酸態窒素」が、水質管理目標設定項目から移行されました。)

また、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目は、「32 亜鉛及びその化合物」から「51 濁度」までの20項目です。

· 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、「1 アンチモン及びその化合物」から「30 アルミニウム及びその化合物」まで(4番と6番と7番と11番は欠番)の26項目です。 (平成26年4月1日より、「4 亜硝酸態窒素」は水質基準項目に移行されました。)

「15農薬類」については、対象農薬(120項目)から、各水道事業者等がその地域の状況をふまえて、測定を行う農薬を選定し、各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1を超えないことを確認することとされています。当市では必要な項目のみの検査を行っています。

・指標菌検査(大腸菌・嫌気性芽胞菌)

水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染(糞便汚染)のおそれを簡便に判断するため、指標菌検査を行います。

指標菌は、温血動物の常在菌であり糞便に多数存在する「大腸菌」と、クリプトスポリジウムと同様に塩素耐性を持ち高い出現相関がある「嫌気性芽胞菌」の二菌が定められています。

水道原水中にこの指標菌の何れか一方でも検出された場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあるものと判断します。